

琉球大学 教授職員会ニュース 第 172 号

2014 年 12 月 17 日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線 2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp

このままだとセンター試験の監督等業務は違法!?

学部長も " 前科一犯 " になる がもしれない事態です

センター試験 今年例年どおりにはできません

1 月 17 日 (土)・18 日 (日) に、大学センター試験が行われるのは、皆さん御存知の通りです。

監督などの業務が皆さんに割り当られ、説明会も行われています。「例年のことだから、いつも通りにやるしかない」と思っているかもしれませんが、ちょっと待ってください。今年度は、いつもと決定的に違うことがあります。それは何でしょうか？

「サブロク協定」って何でしょう？

そうです。今年度はいまだに千原事業場では 36 協定が結ばれていないのです。

サブロク協定とは、労働基準法 36 条に基づく労使協定の通称。会社が法定労働時間を超える時間外労働を命じる場合に結ばれていなければならない。毎年度はじめまでに学長と過半数代表者が協定を結び、労働基準監督署に届け出る。届け出をしないで時間外労働をさせると、労働基準法違反(6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金)となる。

36 協定は、原則として違法となる時間外労働及び休日労働について、労働者と使用者が条件を決めて合意することによって、例外として時間外・休日労働を可能とするものですから、極めて重要な労使間の協定です。だからこそ、1 年間の期間を定めて、毎年改めて結び直しているわけです。

ところが、この重要な 36 協定が、ここ琉大の千原地区では、いまだに結ばれていません。その経緯はニュース等で再三お知らせしてきた通りです。

大学は違法状態を解消しようとしている？ いいえ全く

本来、琉大当局は、協定書案の不備を改めて、私たち教職員 = 労働者の過半数を代表する者 (夏に選出済) との間で調整をすすめたうえで協定を結び、1 日も早く、労働基準監督署に届出をしなければなりません。しかし、なぜか、琉大当局には過半数代表者との調整作業をずっとストップしています。違法状態回避の姿勢はまったく見られません。

しかも、このままでは違法な休日労働を命じることになりかねないにもかかわらず、大学当局は、まったく何の説明もせずに、平気で、センター試験の監督業務を私たちに課す手続を進めています。

次ページに続く： **合法にセンター試験の業務につくには、どんな条件が必要？**

合法にセンター試験の業務につくために、この条件は可能ですか？

違法な休日労働を命じられないよう、次のことを改めて確認していただきたいと思います。

その1 振替ができるのは1週間以内に限ります。今年度の試験日程にあてはめれば、1月17日(土)の振替は13日(火)～16日(金)、18日(日)の振替は19日(月)～23日(金)に限られます。

その2 上記の期間に振替ができなければ、振替はできません。くれぐれも本当は大学に来て働いているのに、書類上だけ振替をとるなんてことはやめましょう。

その3 振替できても、各日8時間を超えたら違法です。地理歴史、公民からリスニングまで同じ教員が監督することはできません。

でも学科会議などで監督等の分担をしたときに、こんな条件は説明されていません。そもそも、この時期に平日を休める人がいるでしょうか。とはいえ、誰もやらないわけにはいかず、**学部長にお願いされて仕方なく…**、ということになると、学部長が違法な職務命令を行ったことになり、**管理者である学部長も法的責任が問われかねない**という異常な事態が発生してしまいます。

そうです、違法な労働を命じた者には懲役や罰金の刑事罰が科せられるのです。これは、センター試験に限らず、すべての時間外・休日労働に当てはまることです。

じっさいに、年末の「点検に伴う停電」も中止(延期)になりました

仕事納め後の27-28日に、点検のための停電の実施が通知されていました(千原地区)。「…不具合の出る恐れがある機器は事前に機器の停止の対応、…停電復旧時に再度立ち上げが必要な機器は復旧操作等の対応をお願い致します。」と休日出勤が不可避でした。一部部局では、仮設電源を設置して機器の配線のつなぎ替えを教職員が行うことにもなっていました。必要な点検で、台風による日程変更とはいえ、旅行や帰省の準備をしていた教職員もいるのに、無理な日程です。冬季休暇で勤務の振り替えがきかないので、この日程での実施は完全に違法です。そのことを教授職員会が指摘していたところ、16日になって、点検の延期が発表されました。

センター試験の業務問題の解決には、36協定を結ぶしかありません

では、センター試験はどうしたらよいのか？ **解決する手段は一つです。早急に、36協定を結びしかありません。**大学入試センター試験までに、大学当局が、真摯な姿勢を示して、協定の締結に至ることがどうしても必要です。

これは、別に無理難題ではありません。どの職場でも、年度初めまでに毎年36協定を交わしているのです。それを9カ月もしないで私たちを働かせている琉大が、「ブラック企業」なだけです。

教授職員会は、協定締結を促すべく、改めて大学当局へ申し入れを行いました。これに対して、どのような回答がなされるのか、皆さんにもお知らせしますので、注意してお待ち下さい。

会費納入についてお願い**銀行引き落とし納付会員のみなさま**

2014年度の会費のお引き落としを12月26日に予定しております。ご協力方よろしくお願ひいたします。また、新規に銀行引き落とし申請をされた会員のみなさまにお礼申し上げます。

現金納付会員のみなさま

来週中に、年会費納付のお願いを書面にていたしますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。なお、この機会に次年度からの銀行引き落とし申請につきましてもご検討願えましたら幸いです。